

2. 第二種奨学金の継続貸与（休学中の学生対象）の手続きについて

下記の内容を確認して頂き、申請希望の方は期日までに書類の提出をしてください。

(1) 対象学種

大学、専攻科生、大学院生（博士前期・後期課程）、法科大学院生

(2) 対象学年

全学年

(3) 対象者の要件

次の①~③の全てを満たす者

① 令和2年度に第二種奨学金の貸与を受けている者

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者

※ 令和2年4月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です。

※ 申請時において既に復学し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

※ 令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。

③ ②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性が認められる者

※ 「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

(4) 提出書類

「休学时奨学金継続願」

※様式については学生課 HP より DL して記載してください。

(5) 提出先、提出期限

提出は郵送のみの受付となります。必ず発送履歴がつく手段で送付してください。

【提出先】

〒192-0397 東京都八王子市南大沢1-1

東京都立大学管理部学生課厚生係

日本学生支援機構担当 宛

TEL 042-677-1227

【提出期限】

令和3年1月6日（火）消印有効

※上記期限に間に合わない場合は、個別にご相談ください

(6) 貸与期間

活動を開始した月から最大1年間

(7) 提出等にかかる留意点

- ① 活動内容を選択のうえ、活動内容詳細欄に次の2点を記載してください。
 - ・「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に休学し活動（具体的に記載）を行うこと」
 - ・「奨学金の継続が必要であること」
- ② 断続的に活動を繰り返している場合に生じる活動停止期間についても、有意義な活動期間の一部として認められる場合は、貸与を受けることができます。
- ③ 対象者について、復学後に卒業延期となる場合は「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することができます。
- ④ 活動期間終了後も引き続き休学する場合は、「休学时奨学金継続願」の活動期間及び休学期間に基づき、日本学生支援機構が活動期間終了年月の翌月から休止処理を行います。なお、活動期間を延長する場合や、休学期間を短縮する場合は、事前に下記担当へご相談ください。
- ⑤ 当該休学期間における継続貸与期間は、最大1年間です。活動期間開始年月から1年を超えて休学する場合は、上記④と同様に日本学生支援機構が休止処理を行います。

その他ご不明な点は下記担当までご連絡ください。

【担当】

〒192-0397 東京都八王子市南大沢1-1
東京都立大学管理部学生課厚生係
日本学生支援機構担当
Mail : shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp